

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行）

発行人 大分県

編集 (株)インターネットプリンツ

(定価 一箇年 三万八千八百八十円)

大分県報

平成三十一年
号外 (五)
二月八日

(金曜日)

目次

監査公表

包括外部監査人による監査結果に基づき講じた措置の公表……………一

○監査公表

監査委員公表第632号

包括外部監査人の報告書により公表した包括外部監査人による監査結果に基づき講じた措置について、大分県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年2月8日

大分県監査委員	首	藤	博	文
大分県監査委員	長	野	恭	子
大分県監査委員	元	吉	俊	博
大分県監査委員	馬	場		林

平成三十一年二月八日

大分県報号外（監査公表）

一

○ 措置状況の概要

平成29年度包括外部監査結果（平30. 3. 30公表）に対する措置状況

(1) 監査テーマ：「地場産業振興施策に係る事務の執行及び事業の管理について」

(2) 概 要

項 目	監査の結果及び意見 (件数)		措置の内容 (件数)		
			対応済	対応困難 対応不可	検討中
1 担い手の確保・育成・拡大に係る取組	結 果	11	11		
2 新事業展開に係る取組	結 果	28	28		
3 事業環境整備に係る取組	結 果	10	10		
4 地場産業育成に係る取組	結 果	14	14		
包括外部監査の結果に添えて提出する意見	意 見	18	18		
(件数合計)	結 果	63	63		
	意 見	18	18		
	合 計	81	81		

平成30年3月30日付けで公表した監査の結果に対する措置の状況

(監査テーマ：地場産業振興施策に係る事務の執行及び事業の管理について)

項目	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
1 担い手の確保・育成・拡大に係る取組			
(1) 起業・創業			
	ア おおいたスタートアップ支援事業		
	<p>【結果】指摘 01-S 大分県起業家成長促進事業費補助金交付要綱について 補助対象経費の経費区分について、謝金、旅費、庁費、原材料費、機械装置等経費、委託費に分かれている。このうち庁費については他の経費区分とは異なり、種々雑多なものから構成されていることから、補助金の交付申請書の補助対象経費のほとんどが庁費に対するものとなっている。このため、内容をより分かりやすくするために経費区分を追加し庁費の内容を区分する必要があると考える。</p>	<p>【結果】指摘 01-S 本事業は、平成29年度で終了しているため、今後の補助金交付要綱作成時において、指摘の趣旨を踏まえたものとする。 【対応済：商工労働部】</p>	報告書 47ページ
	<p>【結果】指摘 02-S 活動指標について 活動指標の「有望なビジネスプランを持った起業家の発掘」というのは、おおいたスタートアップセンターで相談した人のうち、有望なビジネスプランを持っていると判断した人の数を意味している。しかしながら、文言が分かりにくいことから「スタートアップセンターで発掘した有望なビジネスプラン(数)」といったように県民から見ても分かりやすい文言に修正することが望ましい。</p>	<p>【結果】指摘 02-S 活動指標を「ビジネスプランコンテスト等への出場など有望なビジネスプランを持つ起業家の発掘(人)」へ変更し、県民から見ても分かりやすくした。 【対応済：商工労働部】</p>	報告書 48ページ
	<p>【結果】指摘 03-S 活動指標について 活動指標の「有望なビジネスプランを持った起業家の発掘」については、おおいたスタートアップセンターが主観的に判断するものであり、客観的に判断できるものではない。このため、活動指標としては、より設定が容易で事業活動を直接的に表す指標に変更することが望ましい。</p>	<p>【結果】指摘 03-S 活動指標を「ビジネスプランコンテスト等への出場など有望なビジネスプランを持つ起業家の発掘(人)」へ変更し、客観的な視点を追加した。 【対応済：商工労働部】</p>	報告書 48ページ
	<p>【結果】指摘 04-S 見積書の日付の記入漏れ ウェブマーケティング事業で2者から見積を取っている決裁伺書について、両見積書ともに発行日が印字されていなかった。このため、同時に相見積を取得したのか分からなかった。見積書は日付が記入されたものを入手するよう徹底する必要がある。</p>	<p>【結果】指摘 04-S 見積書に日付の印字がないものが提出された際は、必ず再提出を求めよう徹底する。 【対応済：商工労働部】</p>	報告書 48ページ
	【結果】指摘 05-S	【結果】指摘 05-S	報告書

<p>内容の異なる相見積について 見積書の品目(項目)が異なることから一概にどちらが経済的なのか判断できない相見積があった。内容の異なる見積は、相見積であるとは言えないことから、同様の内容ごとに相見積を取る必要があると考える。</p>	<p>事業者からの提案を参考にするため事前の仕様を厳格に指定できない案件については、金額の多寡によらず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び大分県随意契約ガイドライン1(19)の規定に準じ、提案競技を実施する。 【対応済：商工労働部】</p>	<p>49ページ</p>
<p>イ 大分発ニュービジネス発掘・育成事業</p>		
<p>【結果】指摘 06-S 補助金交付要綱について 出張旅費については、実務上、旅費の領収書と一緒に成果物(出張報告書等)を添付するようにしているが、要綱では特に規定していなかった。出張については、その必要性の検証が重要であることから、要綱に成果物を添付する旨を明記する必要があると考える。</p>	<p>【結果】指摘 06-S 出張の成果物(出張報告書など)については、要綱上の「その他知事が必要と認める書類」として添付を求めており、提出を必要とする書類については補助金の手引きに例示している。引き続き成果物となる関係書類の提出を徹底していく。 【対応済：商工労働部】</p>	<p>報告書 51ページ</p>
<p>【結果】指摘 07-S 補助対象経費について 補助金を使用する内訳について、平成28年度大分発ニュービジネス発掘・育成事業変更承認申請書(以下、変更申請書)に理由が記載されていない変更があった。交付要綱においては、20%以内の増減は軽微の変更と定めており、この軽微の変更に該当しないものについては、変更申請書に変更の理由を記す必要があると考えられる。このため、一定の変更があった際には変更理由の記載を徹底すべきである。</p>	<p>【結果】指摘 07-S 一定の変更があった際には変更理由の記載を徹底する。 【対応済：商工労働部】</p>	<p>報告書 52ページ</p>
<p>【結果】指摘 08-S 成果指標の算出方法について 成果指標の算定資料を確認したところ、一部企業に関して古い決算期の数値をもとに計算していたり、既に倒産や事業を停止している会社や者もカウントして指標を算出していた。 このため、算出された成果指標が実態と異なる可能性があり成果指標の算出方法を見直す必要があると考える。</p>	<p>【結果】指摘 08-S 公募要領や県補助金要綱にて、県内で5年以上受賞事業を行うことを定めており、県も5年間はフォローを行っている。これらに即し、算出対象とする企業を直近5年間の受賞企業に絞るなど、より企業の現況を反映した成果指標に改めた。 【対応済：商工労働部】</p>	<p>報告書 52ページ</p>
<p>【結果】指摘 09-S 講師謝金について ビジネスプラングランプリ表彰式の記念講演の講師謝金について、伺書で支出自体の決裁は行っているものの、規程に則った謝金額ではない理由及び謝金額の算定根拠が特に記されていない。このため、特別の理由により規程を超える額の謝金を支払う際は、伺書にその理由及び金額の算定根拠を記載するとともに責任者の承認を得る必要があると考える。</p>	<p>【結果】指摘 09-S 特別の理由により規程を超える額を支払う際の、謝金額の算定根拠は添付しておらず不備であったことから、金額的な妥当性を明確にするため、今後は、必ず算定根拠を添付する。 【対応済：商工労働部】</p>	<p>報告書 53ページ</p>
<p>【結果】指摘 10-S 経常的に支出する審査員の謝金につ</p>	<p>【結果】指摘 10-S ベンチャー目利き委員会委員の謝</p>	<p>報告書 54ページ</p>

	<p>いて ベンチャー目利き委員会委員（ビジネスプラングランプリの審査員）の謝金について、特に算定根拠がないまま支出が決裁されていた。この謝金については、毎年同額を定期的に払っているため、ビジネスプラングランプリ実施事業実施要領等で審査員の謝金の額を定め、毎年実施要領に従って支出するように変更することが望ましい。</p>	<p>金については、毎年同額を定期的に支払っているため、ビジネスプラングランプリ実施要領に審査員の謝金額の規定を設けるように要領を改正する。来年度以降はこの規定に基づき支出する。 【対応済：商工労働部】</p>	
(2) 事業承継（農業の法人化、企業参入等）			
	<p>ウ 企業等農業参入推進事業</p> <p>【結果】指摘 11-N 活動指標の目標値の設定について 活動指標のうち「面談企業数(社)」については、目標値を過去の実績に基づいて300社と設定している。しかしながら、平成27年度の実績においては、559社の面談を行い、成果指標の目標である20社を達成していることから見て、成果指標の目標値を達成するためには、300社という活動指標の目標は少ないと思われる。このため、活動指標の目標値を毎年適宜更新して、適切な目標値に設定する必要があると考える。</p>	<p>【結果】指摘 11-N 直近3か年の実績を加味した数字を用いて、活動指標の目標値を毎年更新することにより、適切な目標値を設定した。 平成30年度の活動指標の目標値は、成果指標の目標値20社を平成27～29年度の参入割合4%（参入件数62社／面談件数合計1,527社）で割り戻し、500社としている。 【対応済：農林水産部】</p>	<p>報告書 62ページ</p>
2 新事業展開に係る取組			
(1) 総合的な経営力強化			
	<p>ア 地域牽引起業創出事業</p> <p>【結果】指摘 12-S 成果指標について 本事業の目的から考えると、成果指標については、達成している企業の割合よりも、達成している企業の数が望ましいと考える。また、計画達成の判断にあたっては、あらかじめ判断の基準となる最重要数値を決めておくことが望まれる。</p>	<p>【結果】指摘 12-S 成果指標を「雇用30人以上又は付加価値額1億円の増加を達成する（達成見込）企業数(社)」とした。 【対応済：商工労働部】</p>	<p>報告書 71ページ</p>
	<p>【結果】指摘 13-S 地域牽引企業として認定された企業のフォローについて 事務事業評価は基本的に単年度評価であるため、効果の発現に長期間を要する場合の評価には、馴染まない面がある。本事業では、地域牽引企業といえるようなレベルに達したかどうか本質的問題であるが、それに至るまで相当の時間がかかるので、事務事業評価とは別に効果をフォローすることが望まれる。</p>	<p>【結果】指摘 13-S 中期経営計画の5年間を終了した後も、定期的な企業訪問等で経営状況の確認を継続していく。 【対応済：商工労働部】</p>	<p>報告書 72ページ</p>
	<p>イ ものづくり産業地域連携推進事業</p> <p>【結果】指摘 14-S 事業終了後のフォローについて 本事業のような地域連携の枠組みによる生産性向上や販路拡大の取組</p>	<p>【結果】指摘 14-S 包括外部監査の結果を踏まえ、平成29年度から市町村へのアンケート調査により取組の成果を継続評価す</p>	<p>報告書 75ページ</p>

	が効果的であったか検証するため、市町村の地域連携推進会議のフォロー結果を活用して、県として評価することが望まれる。	ることとしている。 【対応済：商工労働部】	
	ウ 経営革新起業成長促進事業（中小企業新事業活動促進事業）		
	【結果】指摘 15-S 経営革新企業成長促進事業費補助金事業計画の審査について 事業計画審査表において、評価をD又はEとした場合には、審査表に必ずその理由をコメント欄に記載しなければならないとなっているが、記入されていない審査表があった。このため、コメントの記入を徹底する必要がある。	【結果】指摘 15-S 事務局による審査員への事前説明及び審査会当日における働きかけ等を行うことにより、コメントの記入を徹底する。 【対応済：商工労働部】	報告書 78ページ
(2) 規模拡大・生産性向上			
	ウ 攻めの水田農業構造改革事業		
	【結果】指摘 16-N 成果指標について 成果指標は、耕作面積が5ha以上の「水田の担い手数（経営体）」でカウントしているが、農林水産部の統計データとしては、15ha以上の担い手数も把握している。後者を成果指標とした方が事業の趣旨を考えると有効と思われるが、諸事情があることに鑑み、15ha以上の担い手数を事務事業評価調書の「事業の成果」欄で追加記載すべきと思われる。	【結果】指摘 16-N 「攻めの水田農業構造改革事業」は平成28年度で終了し、29年度に組み替えて新設した「新時代の水田農業低コスト化対策事業」に引き継がれているが、事務事業評価に際しては、「事業の成果」欄に15ha以上の担い手数の状況を記載した。 【対応済：農林水産部】	報告書 90ページ
	エ サービス産業生産性向上支援事業		
	【結果】指摘 17-S 成果指標の実績の集計について 実績の集計に当たっては、経営革新計画を策定している企業のうち、労働生産性が前年度比2%以上向上した企業を集計しているが、基礎資料の集計方法に誤りがあり、実績が57件ではなく、58件であった。実績は正しく集計すべきである。	【結果】指摘 17-S 基礎資料の計算式を見直し、修正を行った。今後は計算式及び集計方法について二重チェックを行い、正しく集計する。 【対応済：商工労働部】	報告書 93ページ
	【結果】指摘 18-S 労働生産性という指標について 本事業は、大分県のサービス関連産業の生産性が低いとの前提で事業を実施しているが、そもそも、労働生産性は正確に把握することが困難な指標である。パート・アルバイトの人員が多い業種ほど労働生産性が低く算出されるなど、業界や個別企業ごとの雇用形態の特徴等に影響を受けるからである。 こうしたことも踏まえ、政策立案に際しては、大分県の実態がどのようになっているのか可能な限り把握に努める必要があると思われる。	【結果】指摘 18-S 政策立案に活用するデータの選定に際しては、政策判断を誤ることのないよう精査していく。 【対応済：商工労働部】	報告書 94ページ
	【結果】指摘 19-S サービス工学活用生産性向上調査研	【結果】指摘 19-S 同様の調査を行う際は、あらかじめ	報告書 94ページ

	<p>究事業について 県内観光産業の生産性が低い原因を科学的に究明するため、(国研)産業技術総合研究所への委託により、サービス工学を活用した調査研究が行われているが、どのような計画に基づき調査研究を行い、調査結果をどのように活用するのかという基本方針があらかじめ決定されていない。調査研究を実施するためにはあらかじめどのような内容を調査・研究し、調査報告をどのように活用するのか、どの範囲の関連者に開示・フィードバックするのか等の方針を事前に決定しておく必要がある。</p>	<p>め調査結果の活用方法等調査方針を定めたいうえで実施する。 【対応済：商工労働部】</p>	
(3) 商品づくり、新マーケット参入			
	<p>ア ものづくり企業技術チャレンジ支援事業</p>		
	<p>【結果】指摘 20-S 成果指標について この事業は事業名のとおり、チャレンジすることで技術を磨くことにあり、認証申請に至るまでかなりの努力を要する。したがって、成果指標としては「品質認証資格取得企業数(見込み含む)」ではなく、「品質認証資格申請企業数」で十分ではないかと思われる。</p>	<p>【結果】指摘 20-S 本事業についてはチャレンジする企業を支援する事業であることから、申請までの努力を鑑み、指摘のとおり成果指標を「取得企業数」から「申請企業数」に変更する。 【対応済：商工労働部】</p>	<p>報告書 98ページ</p>
	<p>イ おおいた地域資源活性化推進事業</p>		
	<p>【結果】指摘 21-S 決算書の徴求状況について 助成を受けた事業者は、毎年事業化状況報告に決算書を添付することとされているにもかかわらず、決算書を提出しない法人が散見される。何度督促をしても提出しない法人もあり、督促作業に膨大な時間を要するため、産業創造機構の業務の妨げとなっている。今後、約束を守らない法人に対しては、県のその他の補助事業での採択において何らかのペナルティーを課すことも検討すべきである。ルールを順守しない法人は不正を行う可能性もあるため、補助金の返還も検討するといった厳罰の検討も必要と思われる。</p>	<p>【結果】指摘 21-S 事業化状況報告書の提出率については、近年、大幅に改善しており、決算書の添付と併せて、引き続き提出率向上に努める。これまでも、事業化状況報告書未提出企業については、新たな申請を受理しないこととしており、今後は、決算書未添付の提出企業についても同様に扱う。 【対応済：商工労働部】</p>	<p>報告書 103ページ</p>
	<p>【結果】指摘 22-S おおいた地域資源活性化基金事業の実績報告について 基金事業の実績報告については、運営委員会が、評価、助言、審査、承認を行うことになっている(おおいた地域資源活性化基金事業運営委員会設置要綱第1条)。産業創造機構から大分県への実績報告書の提出は、平成28年6月30日の期限までに提出されているが、運営委員会の評価等は、県への実績報告書提出後の平成28年7月7日に実施されている。本来であれば、運営委員会の評</p>	<p>【結果】指摘 22-S 事業報告書を提出する前に、運営委員会を開催する。 【対応済：商工労働部】</p>	<p>報告書 103ページ</p>

<p>価等を経た実績報告書を県に提出すべきである。県へは手順を踏んだ適切な実績報告を行う必要がある。</p>		
<p>【結果】指摘 23-S おいた地域資源活性化基金事業運営委員会の議事録について 議事録について、議案の記載がなく、出席委員の署名捺印もないため、改善が必要である。産業創造機構として必要な記載事項等のひな型を作成し、運用することが望ましい。</p>	<p>【結果】指摘 23-S 現行の議事録では、全体の議案について、「事務局から審議の結果、事務局案について原案どおり承認をいただいた」とまとめて明記しているが、指摘に沿って、議案ごとに承認の有無等を明記するなど記載の明確化を図る。 出席委員の署名捺印については、今後は議事録署名人を置く。 【対応済：商工労働部】</p>	<p>報告書 103ページ</p>
<p>【結果】指摘 24-S 助成対象について 本事業では上場企業又はそのグループ企業でも要件を満たせば中小企業者として補助金を受け取ることができるが、大規模な事業者と小規模事業者を同じ土俵で審査・評価すれば、小規模事業者にとって不利となる恐れがある。 真に補助金を必要としている事業者に対して補助金が適切に配分されるように支給金額や補助率について、事業規模に応じた対応を検討することが望ましい。</p>	<p>【結果】指摘 24-S 当該事業は、これまでの採択件数の約6割が小規模事業者であり、現状でも、小規模事業者に不利な制度とはなっていないが、今後は、相談業務等を通じて小規模事業者への対応を強化する。 【対応済：商工労働部】</p>	<p>報告書 103ページ</p>
<p>【結果】指摘 25-S 事業採択に係る審査委員について 事業の審査に際して、審査委員又は審査委員の所属する機関が、共同研究体及び連携体等である場合は、当該案件の審査に加わることはできない（審査等取扱要領第7条第1項）とされている。 産業科学技術センターに属する審査委員は対象となる案件の審査・選考から除いていたが、国立大学法人大分大学に所属する委員は、所属する学部が異なるという理由から審査・選考に参加しており、公平性の観点から問題があるので審査等取扱要領を順守すべきである。</p>	<p>【結果】指摘 25-S 大学の審査委員については、大学として共同研究体及び連携体等に加わっている案件においては、所属学部に関わらず一律に審査から除外する。 【対応済：商工労働部】</p>	<p>報告書 104ページ</p>
<p>【結果】指摘 26-S 予備審査と委員会審査の結果不整合の処理について 外部専門家による予備審査と委員会審査で結論が不整合なケースが発生した場合、産業創造機構（事務局）としては、各審査委員及び審査委員会の判断に対して異議を差しはさむことは避けなければならないが、予備審査と委員会審査の結論が著しく不整合となった場合は、今後の審査のあり方、事業者への指導等の観点から、産業創造機構の内部的な手続きとしてその原因分析を行うことが望ましい。</p>	<p>【結果】指摘 26-S プレゼンテーション能力の不足や書類の書込不足等により差が生じる場合は、事務局として原因分析を行い、今後の補助金申請時の支援に役立てる。 【対応済：商工労働部】</p>	<p>報告書 104ページ</p>
<p>【結果】指摘 27-S 審査委員の参考意見について</p>	<p>【結果】指摘 27-S 審査委員の参考意見については、</p>	<p>報告書 105ページ</p>

	<p>選考の際の参考意見として、審査委員から、「経費の見積りが過大計上である」「旅費が多すぎる。規定に基づいて算出すべき、基本的なところが不透明な部分がある」旨の指摘があり、産業創造機構は、当該指摘内容について調査対応を行っているが、その対応結果については記録が残っていない。</p> <p>不正につながる重大な指摘であることから、調査対応の結果については文書を残すことが望ましい。</p>	<p>申請時に計画書の中で確認を行っているが、今後は、その結果を記録として残す。</p> <p>【対応済：商工労働部】</p>	
	<p>ウ 6次産業化サポート体制整備事業（九州連携6次産業化推進事業を含む）</p> <p>【結果】指摘 28-N 垂れ幕の作成について チャレンジスクールの研修等で講演の垂れ幕を作成しているが、講演ごとに題目や講師が代わるので再利用ができないため、不経済である。題目や講師名は通常案内状等にも記載されており、プロジェクターを使用する場合は、パワーポイントの表紙を講演開始前等に映写していれば足りると思われる。再利用が可能な「6次産業化チャレンジスクール」のような横断幕はともかく、講演ごとの垂れ幕は必要性に乏しいと思われる。</p>	<p>【結果】指摘 28-N 指摘を踏まえ、原則として作成しないこととし、特例として式典や大規模セミナー等については個々の必要性を検討し、最小限の範囲での作成にとどめた。</p> <p>【対応済：農林水産部】</p>	<p>報告書 108ページ</p>
	<p>エ 食品企業連携産地拡大推進事業</p> <p>【結果】指摘 29-N 活動指標の集計範囲について 「おおいたの資源商品化支援対策」の活動指標である「食品企業ニーズに対応した生産・出荷体制の構築数（マッチング件数）」は、本事業の三つの事業区分のマッチング件数の合計を計上している。活動指標は、事務事業評価調書の「活動名及び活動内容」の活動項目ごとに一つの指標を選定することとなっているので、今後は、おおいた資源商品化支援対策によりマッチングを支援した件数のみを計上していただきたい。</p>	<p>【結果】指摘 29-N 「おおいたの資源商品化支援対策」の活動指標については「商品化支援件数」と改め、当該対策で商品化及びマッチングを支援した件数のみの計上とした。</p> <p>【対応済：農林水産部】</p>	<p>報告書 111ページ</p>
	<p>オ 循環型環境産業創出事業</p> <p>【結果】指摘 30-S 事業の目的について 「県内産業廃棄物排出量や最終処分量の削減」と「関連産業の育成」の二つを併記しているが、この表現では、どちらが主たる目的かわかりにくい。主たる目的は「リサイクル関連産業の育成」であるため、それがわかるよう、事業の目的の表現を見直す必要がある。</p>	<p>【結果】指摘 30-S 事業の目的について、「リサイクル関連産業の育成のため、廃棄物の再資源化や排出事業者による産業廃棄物発生抑制等にかかる設備投資を支援するとともに、リサイクル産業をめぐる最新の情報を提供する。」と修正し、主たる目的を明確にした。</p> <p>【対応済：商工労働部】</p>	<p>報告書 113ページ</p>
	<p>【結果】指摘 31-S 成果指標の目標値について 「事業化件数（累計）（件）」は、事業開始からの累計値になっている</p>	<p>【結果】指摘 31-S 成果指標を累計値から単年度の数値に変更した。</p> <p>【対応済：商工労働部】</p>	<p>報告書 113ページ</p>

	が、当年度の実績値が目標値を上回っている場合、次年度の目標数値を変更すべきかどうかという問題が生じる。この問題を回避するには、成果指標を累計値から単年度の数値に変更する方法も考えられる。		
(4) 販路開拓・拡大			
	イ フラッグショップ活用推進事業		
	<p>【結果】指摘 32-S 事業の目的の変更について 事業の目的を「おおいたブランドの確立と大分の素材を生かした魅力ある商品開発、農林水産物及び加工品の販路拡大並びに挑戦する人材の育成を図るため、レストラン・物販・観光情報を一体的に扱う『坐来大分』のフラッグショップ機能を活用する」とした方がよいと考える。</p>	<p>【結果】指摘 32-S 事務事業評価調書の事業目的について、指摘のとおり改めた。 【対応済：商工労働部】</p>	報告書 118ページ
	ウ 県産品販路開拓支援事業		
	<p>【結果】指摘 33-S 事業の目的の変更について 事業の目的を「県産品の積極的なPRと情報発信を行うとともに、県産品の販路開拓・拡大及び定番化を図るため、都市圏のバイヤーとのマッチングを支援する」とした方がよいと考える。</p>	<p>【結果】指摘 33-S 事務事業評価調書の事業目的について、指摘のとおり改めた。 【対応済：商工労働部】</p>	報告書 121ページ
(5) 観光誘客			
	ア 国内誘客総合対策事業		
	<p>【結果】指摘 34-K ツーリズムおおいた事業推進費の取扱いについて ツーリズムおおいた事業推進費には、委託事業においてツーリズム社団で発生する管理諸経費19,480千円を予算として折り込んでいます。しかし、実際には、他の複数のツーリズム社団への委託事業で負担する一般管理費的な費用を、予算上は「国内誘客総合対策事業」に一括計上している。 事務事業評価上は、委託事業ごとに分けた金額をそれぞれの事務事業評価調書の「主な活動の予算額」欄で表示すべきと考える。</p>	<p>【結果】指摘 34-K 平成31年度当初予算からは、財政課の予算査定時に、ツーリズムおおいたの諸経費をはじめから各事業にわけて予算化し、事務事業評価調書の「主な活動の予算額」欄に表示する。 【対応済：企画振興部】</p>	報告書 128ページ
	<p>【結果】指摘 35-K 「情報発信」の内容及び活動指標について 平成28年度の政策予算の概要で記載されている事業区分「情報発信」の内容は、前述「ii 事業区分及び活動内容」に記載のとおりであるが、事務事業評価では「県外事務所がマスコミ・旅行会社等を集めて情報発信を行うサロンや、県内に旅行会社等を集めて情報発信を行う商談会等の実施」と記載され、全く内容が異なる。したがって、これに係る活動</p>	<p>【結果】指摘 35-K 事務事業評価調書記載の際、「情報発信」部分の記載内容を政策予算の概要記載内容と整合性を取るとともに、活動指標についても「SNS発信回数」等の指標への変更を検討する。 【対応済：企画振興部】</p>	報告書 129ページ

	<p>指標「サロン・商談会（回）」も政策予算の概要をベースにすると「情報発信」の活動指標として不適切と考える。</p>		
	<p>【結果】指摘 36-K 特定旅行企画事業について 「名探偵コナン おんせん県おおいたミステリーツアー」は、特定の旅行企画案件であるが、大分県の「温泉」という地域資源の魅力をアピールする地域磨きの一環として広く捉えれば、発展性がある。企画内容は変えるものの毎年関連市町村と連携したイベントを継続的に実施すれば、「市町村連携おんせん企画事業」というような名称で継続的な県支援事業として展開できる可能性がある。</p>	<p>【結果】指摘 36-K JR西日本や関係市町村等と連携した「名探偵コナン おんせん県おおいたミステリーツアー」は単年度事業で終了するが、今後も市町村と連携した事業について積極的に取り組んでいく。 【対応済：企画振興部】</p>	<p>報告書 130ページ</p>
	<p>イ インバウンド推進事業</p>		
	<p>【結果】指摘 37-K 国際観光船誘致促進協議会への負担金について 国際観光船誘致促進協議会への負担金は、別府市と事前折衝し県議会の議決をもって決定される。県の負担金の額は、毎年、国際観光船誘致促進協議会の予算の50%程度となっている。各参加者の間の負担割合の取り決めについては、毎年協議会で調整し、総会で決定するため文書が残っていないので、何らかの形で取り決め文書を作成することが望まれる。</p>	<p>【結果】指摘 37-K 負担金額については、事業の内容を精査・協議のうえ、協議会において合意していることから、総会資料及び議事録をもって文書とする。 【対応済：企画振興部】</p>	<p>報告書 133ページ</p>
	<p>【結果】指摘 38-K 活動指標及び成果指標の目標設定について 活動指標及び成果指標の目標値については、ツーリズム戦略で策定することになっており、その目標値は全体の合計数値であり、国・地域ごとに積み上げた結果にはなっていない。 活動指標及び成果指標の設定自体は全体の合計数で問題ないが、その全体の積み上げとして国・地域別の数値目標を設定し、実績値と比較分析することで、PDCAの効果的な実施に努めることが望まれる。</p>	<p>【結果】指摘 38-K 国・地域ごとの重点地域については、次期ツーリズム戦略の策定時（平成30年度中）に個別の目標を設定する。 【対応済：企画振興部】</p>	<p>報告書 134ページ</p>
	<p>【結果】指摘 39-K 調査の実施について 台湾市場における訪日旅行経験者の情報入手経路等に関する調査を実施しているが、その際に、調査研究の目的（仮説の設定等含む）や活用方法、フォローアップ等を明確にし、調査結果を最大限有効活用できるような工夫をする必要がある。</p>	<p>【結果】指摘 39-K 当該台湾市場の調査については単年度で終了するが、今後の調査事業については、ホームページで公表するなど、調査結果を最大限有効活用できるように工夫する。 【対応済：企画振興部】</p>	<p>報告書 134ページ</p>
<p>3 事業環境整備に係る取組</p>			
<p>(1) 金融支援</p>			

	<p>ア 中小企業金融対策費</p> <p>【結果】指摘 40-S 活動指標（融資メニュー数）の設定について 活動指標を漫然と過去3年平均としており、指標設定の根拠が曖昧である。融資メニュー数は多ければよいというものでもなく、目標設定には馴染まない面もあるので、当該活動指標は廃止した方がよいと考える。</p> <p>【結果】指摘 41-S 活動指標（融資件数）の設定について 本来であれば、融資メニューごとの融資件数に係る活動指標を設定し、全てのメニューを合計した数値が活動指標に係る目標件数となるべきであるが、現状は漫然と過去3年の平均値としているため、PDCAが有効に実施されていない。 活動指標は十分な根拠に基づき設定し、目標と実績との比較分析を行い改善措置を講ずる必要がある。</p> <p>【結果】指摘 42-S 融資メニュー数について 融資メニューが多すぎると制度への理解が進まず活用されない可能性があるため、金融機関職員と中小企業者にとって分かりやすい制度の種類・数があるはずである。制度を精査し適度な種類を検討することが望まれる。 また、制度の精査に際しては、メニュー数、制度内容（定義等の理解度）、手続き面、融資条件等を含めた現状の分析を実施することが有効であることから、利用者に対してアンケートを実施する等の施策が望まれる。</p> <p>【結果】指摘 43-S 制度融資の金利設定について 制度資金の貸出金利を低利に設定した場合、金融機関が制度融資を利用しないという懸念はあるが、低利での金利設定は利用者（中小企業者）にとって大きなメリットである。民間金融機関と厳しい折衝を行い制度融資の金利水準を決定しているが、利用者にとってより有利な条件の設定に一層尽力することが望まれる。</p>	<p>【結果】指摘 40-S 融資メニュー数の活動指標は廃止し、「金融機関等申込み窓口に対する周知活動回数」と「信用保証協会と各金融機関と県との意見交換会の回数（回）」を設定し、成果指標の向上につながる指標を設定した。 【対応済：商工労働部】</p> <p>【結果】指摘 41-S 活動指標を「金融機関等申込み窓口に対する周知活動回数」と「信用保証協会と各金融機関と県との意見交換会の回数（回）」に変更し、過去3年平均ではなく単年度ごとで分析を行いPDCAをしっかりと行うこととした。 【対応済：商工労働部】</p> <p>【結果】指摘 42-S 利用実績やこれからの利用見込み、今後の景気動向なども考慮しながら、利用者によりわかりやすいメニュー構成となるよう、金融機関や信用保証協会と十分協議していく。 【対応済：商工労働部】</p> <p>【結果】指摘 43-S 民間金融機関等による金融の補完や担保・信用力に劣る中小企業等への円滑な資金調達支援など県制度資金の役割を考慮した上で、適切な金利設定が図れるように、金融機関としっかりと協議していく。 【対応済：商工労働部】</p>	<p>報告書 138ページ</p> <p>報告書 138ページ</p> <p>報告書 139ページ</p> <p>報告書 139ページ</p>
(2) 人材確保・活用支援			
	<p>ア プロフェッショナル人材活用推進事業</p> <p>【結果】指摘 44-S 実施体制の構築について そもそもプロフェッショナル人材活用推進事業は、中央で活躍するプロフェッショナル人材に対して地方への生活拠点の移転や経済力低下の</p>	<p>【結果】指摘 44-S 大分県プロフェッショナル人材活用センターの機能を移転した「おおいだ産業人財センター」では、人財センターに登録済のUIJターン就職希望者と県内企業のマッチングを</p>	<p>報告書 143ページ</p>

<p>容認を求める性格を有するものであり、困難さを伴う事業である。県として、プロフェッショナル人材活用推進事業をどのようにするのか、ブランドデザインを明確にすることが望まれる。</p>	<p>行っている。マッチングの過程で、県内企業のニーズに合致するUIJターン就職希望者がいない場合に都市圏の民間人材会社にマッチングを委ねるプロフェッショナル人材活用推進事業のスキームを活用することで、県内企業の人材確保を支援したい。 【対応済：商工労働部】</p>	
<p>【結果】指摘 45-S 産業創造機構の活用について プロフェッショナル人材活用推進事業の委託先が平成29年度からおおいた産業人財センターの運営を受託する（公財）大分県総合雇用推進協会へ変更になってはいるが、プロフェッショナル人材に関するニーズの掘り起こしに成果があった産業創造機構との協力体制を構築することが望まれる。</p>	<p>【結果】指摘 45-S （公財）大分県産業創造機構との協力体制を構築するため、同機構の経営支援課長がプロフェッショナル人材活用推進事業の一層の活用に向けた方策等を協議する「大分県プロフェッショナル人材活用推進協議会」に参画している。 【対応済：商工労働部】</p>	<p>報告書 144ページ</p>
<p>イ クリエイティブ産業創出事業</p>		
<p>【結果】指摘 46-S 活動指標の追加について 活動としては、企業とクリエイター等との交流イベントも行っているため、これに該当する活動指標も設定すべきである。</p>	<p>【結果】指摘 46-S 開催回数等、交流イベントにかかわる活動指標も設定する。 【対応済：商工労働部】</p>	<p>報告書 146ページ</p>
<p>【結果】指摘 47-S 評点集計表での評価点数の表記について 平成29年度のクリエイティブ・プラットフォーム構築事業委託業務において、審査員の評価点数のうち、上下をカットして平均点を出して高い方を選択するとのことであるが、評点集計表には上下カット前の平均点が記載されているのみである。判断の基準となった上下カット後の点数を併記すべきである。</p>	<p>【結果】指摘 47-S 企画提案選定基準により、上下カット後の点数により判断する必要がある場合は、上下カット後の点数を併記することとした。 【対応済：商工労働部】</p>	<p>報告書 147ページ</p>
<p>(3) 研究機関との連携による技術支援</p>		
<p>ア 産学官技術連携促進事業</p>		
<p>【結果】指摘 48-S 伺い書の記載漏れ 伺い書に決裁日等の記載漏れが散見された。伺い書は、内部の意思決定を明確にし、責任の所在を明らかにする重要な書類であることから、不備のないように記載すべきである。</p>	<p>【結果】指摘 48-S 決裁日等の記載漏れが生じることのないように周知徹底する。 【対応済：商工労働部】</p>	<p>報告書 151ページ</p>
<p>【結果】指摘 49-S 議事録について 平成28年度第1回運営委員会（平成28年6月20日開催）の議事録において、議案が可決されたか否かの記載がなく、出席委員の署名・捺印もなされていない。産業創造機構として、委員会における議題や議論の内容、その他の結果等議事録に記載すべき事項等を明確にして適正な議事</p>	<p>【結果】指摘 49-S 運営委員会の議事録については、今後は議案ごとに可決されたか否か等について明記するとともに、その議事録に対して署名・捺印を頂くことで適正な議事録を整備する。 【対応済：商工労働部】</p>	<p>報告書 151ページ</p>

	録を作成することが望ましい。		
4 地場産業育成に係る取組			
(1) 異業種連携			
	ア おおいた味力アップ商品創出支援事業		
	【結果】指摘 50-S 負担金が余った場合の取扱いについて 特定の事業に対して負担金を支出する際、多額の余剰が出た場合には、返還を求める等の明確な基準を設けるようにすべきである。	【結果】指摘 50-S 負担金を支出する際には、多額の余剰が発生しないよう事業費の適正措置に努める。 【対応済：商工労働部】	報告書 160ページ
	【結果】指摘 51-S 事業ごとの収支差額の明示について おおいた食品産業企業会の決算報告(収支計算書)から、数字を拾って計算しないと、上記のようなおおいた味力アップ商品創出支援事業の収支差額は分からない。特に、特定の事業に対して負担金を支出する場合は、事業ごとに予算・決算が一目で分かる資料を作成すべきである。	【結果】指摘 51-S おおいた食品産業企業会の決算報告は、平成30年度予算から事業報告で説明する事業ごとの予算・決算額を明記する。 【対応済：商工労働部】	報告書 160ページ
	イ 食品産業成長促進事業		
	【結果】指摘 52-S 収支予算書の金額相違について おおいた食品産業企業会の平成28年度決算報告及び平成28年度収支予算において、収入の部、会費の予算額が、1,560,000円となっているが、正しくは、1,650,000円である。決算報告は重要な書類である。間違いがないようにしていただきたい。	【結果】指摘 52-S 間違いが生じないよう確認指導を徹底する。 【対応済：商工労働部】	報告書 163ページ
	【結果】指摘 53-S 収支計算書内訳書について おおいた食品産業企業会の決算報告(収支計算書)において、事業ごとの収支差額が明確になっていない。全体の収支計算書とは別に、事業ごとの収入、支出、収支差額が明示される収支計算書内訳書を作成することが望ましい。	【結果】指摘 53-S おおいた食品産業企業会の決算報告は、平成30年度予算から事業報告で説明する事業ごとの予算・決算額を明記する。 【対応済：商工労働部】	報告書 163ページ
	【結果】指摘 54-S 収支計算書における当期収入計、当期支出計及び当期収支差額の純額の記載について 現在作成している収支計算書の書式では、前期から当期への繰越金を収入の額に含めて収入計を計算し、当期から翌期への繰越金を支出の額に含めて支出計を計算している。このようにすると、当期収入計、当期支出計及び当期収支差額の純額が記載されない。繰越金を含めない当期収入計、当期支出計及び当期収支差額の純額は重要であるので、下表に準じて計上するように検討していただきたい。	【結果】指摘 54-S おおいた食品産業企業会の決算報告は、平成30年度予算から事業報告で説明する事業ごとの予算・決算額を明記することとしており、指摘を踏まえ当期収支差額等の純額が明確になるよう記載する。 【対応済：商工労働部】	報告書 164ページ

	<p>【結果】指摘 55-S 予算と決算との差異分析について 予算どおりに事業が実施されず、資金が余った状態にある場合、その理由を詳細に説明した資料、翌期以降、当該事業をどうするのかの方針等を明確にした資料を作成し、その資料を基に、大分県負担金の額を検討する必要がある。</p>	<p>【結果】指摘 55-S 決算に多額の剰余金が生じた際には、翌年度の負担金支出において今後の執行見込みを精査し、さらなる余剰が発生しないよう適正な事業費の措置を行う。 【対応済：商工労働部】</p>	<p>報告書 165ページ</p>
	<p>【結果】指摘 56-S 成果指標の変更について 指標の測定可能性等の観点から、現在の成果指標「売上10億円以上の企業会会員の売上合計額」を変更すべきと考える。平成29年度より、事業を拡大して、「食品産業競争力強化事業」に移行するという事であるので、成果指標について、次の指摘57-Sも踏まえて検討していただきたい。</p>	<p>【結果】指摘 56-S 「食品産業競争力強化事業」の成果指標を、食品産業の競争力を強化する「おおいた食品産業企業会」の事業に参加した会員企業の割合に変更する。 【対応済：商工労働部】</p>	<p>報告書 165ページ</p>
	<p>【結果】指摘 57-S 事業の目的の変更について(成果指標との整合性) 成果指標の設定が容易となるように、事業の目的を、「食品産業全体の底上げを図るため、県内食品加工企業が会員であるおおいた食品産業企業会の活動を支援する。」とした方がよいと考える。</p>	<p>【結果】指摘 57-S 指摘を踏まえ、本事業の目的を食品産業の競争力を強化する企業会の活動を支援する旨に変更する。 【対応済：商工労働部】</p>	<p>報告書 166ページ</p>
(2) 産業形成			
	<p>エ エネルギー関連産業成長促進事業</p>		
	<p>【結果】指摘 58-S 予算計上のない委託費の支出について 定時総会で承認された予算に計上されていない委託費が支出されている。当該委託費は、平成28年4月1日付で、企業会において委託契約の決裁がなされているが、その後開催された平成28年度定時総会にて承認された予算書には、記載がされておらず、補正予算も組まれていない。決算については、平成29年度定時総会で承認されているものの、予算に計上しておくべきであった。</p>	<p>【結果】指摘 58-S 予算書については、総会の議決事項であることを十分認識し、執行予定の項目を詳細に検討のうえ作成する。 【対応済：商工労働部】</p>	<p>報告書 178ページ</p>
	<p>【結果】指摘 59-S 定時総会の開催日について 現在の規約では、毎事業年度終了後2か月以内に定時総会を開催することになっているが、平成28年度総会は、平成28年6月9日に開催されている。規約に定められた期日までに開催すべきである。</p>	<p>【結果】指摘 59-S 規約を遵守し、2か月以内に開催する。 【対応済：商工労働部】</p>	<p>報告書 179ページ</p>
	<p>【結果】指摘 60-S 予算の承認方法の見直しについて 現在の規約では、毎事業年度終了後2か月以内に開催される定時総会において予算を承認することになっているため、予算承認の前に、新</p>	<p>【結果】指摘 60-S 規約を改正し、総会の議決を得るまでの間は、年度末に開催する企画運営委員会の議決により暫定事業計画及び予算を定めることができることとする。</p>	<p>報告書 179ページ</p>

	<p>な契約や支出が発生していることとなる。また、定時総会は年1回であることから、当初予算（負担金）に変動がある場合、補正予算を組むことが困難である。予算承認を行う機関や時期等について見直すべきと考える。</p>	【対応済：商工労働部】	
	<p>【結果】指摘 61-S 成果指標の目標値設定について 「事業化件数」の目標値10件は設定根拠に乏しく、事業初年度から最終年度まで同数値となっている。積算根拠を明確にした上で目標値を設定すべきと考える。</p>	<p>【結果】指摘 61-S 目標値については、積算根拠を明確にした上で設定する。 【対応済：商工労働部】</p>	<p>報告書 180ページ</p>
(3) 産地育成			
	<p>イ 肉用牛生産基盤拡大緊急支援事業</p>		
	<p>【結果】指摘 62-N 事業実施計画承認申請書の提出期限について 繁殖雌牛基盤拡大対策事業の補助金を申請するためには、事前に、事業主体が事業実施計画を策定し、事業実施計画承認申請書を知事あて提出し、承認を受けることになっているが、提出期限の定めがない。そのため、実績が事実上確定した日以後に提出されているものがある。事業実施計画承認申請書の提出期限を実績が事実上確定する日以前に設定し、計画を提出させるようにすべきと考える。</p>	<p>【結果】指摘 62-N 以下のとおり、平成30年度に要領を改正済である。 繁殖雌牛安定生産対策事業（旧繁殖雌牛基盤拡大対策事業）においては、事業実施年度の1月31日までに事業実施計画承認申請を提出するものとした。 ※実績が確定する期末時は事業実施年度の2月1日 【対応済：農林水産部】</p>	<p>報告書 188ページ</p>
(4) 観光地域づくり			
	<p>イ 観光地域磨き推進事業</p>		
	<p>【結果】指摘 63-K 活動指標と成果指標のとり方について 「魅力ある地域づくり・観光商品づくり」に対応する活動指標としては、例えば、販売サイトにアップした「地域企画旅行商品の数」といった指標が妥当であると考え。 なお、活動指標としている「販売サイトを活用した県内地域企画旅行商品の利用者数(名)」は、活動の結果もたらされる直接的効果（アウトカム）であり、一つの成果指標といえる。</p>	<p>【結果】指摘 63-K 販売サイトを活用した「県内地域企画旅行商品」の販売促進は、単年度事業で終了するが、今後、同様な事業を実施する際には、当該指摘を踏まえ、適切な活動目標を設定する。 【対応済：企画振興部】</p>	<p>報告書 197ページ</p>
包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関するもの			
	<p>【意見1】 委託契約における一般管理費について 委託契約に係るマニュアルである「委託契約事務必携」で、「精算を伴う契約」における一般管理費の定義や算定方法、最終的に支払う委託金額の確定計算における取扱い等を明確にすべきである。</p>	<p>【意見1】 「委託契約事務必携」に一般管理費の定義、算定方法、一般管理費率の上限、変更契約における一般管理費の割合の取り扱いについて明記した。 【対応済：会計管理局】</p>	<p>報告書 209ページ</p>

<p>また、委託契約書には契約変更や委託金額の精算等に備えて、実際に適用した一般管理費率と直接経費が変動した場合の一般管理費の確定方法について、規定しておくべきである。</p>		
<p>【意見2】 上限となる一般管理費率について 上限となる一般管理費率の利用のあり方について、「委託契約事務必携」で定めて、事務の効率化を図ることが必要である。 また、県として上限となる一般管理費率を統一すべきか否かは容易には判断できないが、統一しないとしても、担当部局や契約種別に応じた適用率表のようなものでも、事務の公平性の観点から、定めることが望まれる。</p>	<p>【意見2】 「委託契約事務必携」に一般管理費の定義、算定方法、一般管理費率の上限、変更契約における一般管理費の割合の取り扱いについて明記した。 【対応済：会計管理局】</p>	<p>報告書 210ページ</p>
<p>【意見3】 予算の承認方法の見直しについて 県が関与する任意団体のうち、事業年度開始後に開催される定時総会において予算の決議を行っている団体については、事業年度開始前に予算の決議を行えるよう、団体の規約を見直し、適正な予算執行を実施していただきたい。</p>	<p>【意見3】 企業会等の県が関与する任意団体について、事業開始前に予算の決議を行えるよう、規約を改正し適正な予算執行を実施する。 【対応済：商工労働部】</p>	<p>報告書 212ページ</p>
<p>【意見4】 県負担金の変更（減額）について 県が関与する任意団体のうち、実質的に県からの負担金で運営している団体において、予算どおりに事業が実施されず、予算執行額が予算額を大幅に下回ると見込まれる場合は、補正予算の決議を行い、県からの負担金の変更（減額）をしていただきたい。</p>	<p>【意見4】 県からの負担金で運営している団体の予算執行額が予算額を大幅に下回れば、県からの負担金は減額対応を行う。 【対応済：商工労働部】</p>	<p>報告書 213ページ</p>
<p>【意見5】 事務事業評価を実施していない事業の評価について 事務事業評価の実施を要しない事業について、対象外とした理由をみると、全て事業評価を行う必要がないとも言いきれない。予算折衝を行う場合等に備えてそれなりの評価資料を準備している部署もあるため、必要に応じて簡易な様式等により積極的に事業評価を行うべきと思われる。 なお、包括外部監査期間中に農林水産部畜産技術室より提出された資料が、コンパクトにまとめられており分かりやすいので、参考書式として紹介する。</p>	<p>【意見5・6】 本県の事務事業評価は、長期総合計画に掲げた目標の達成に向けて、その手段となる主要事業を選定し実施することとしている。 事務事業評価の対象としていない事業についても、予算編成や事業執行体制の検討段階において、事業担当課が主体的に事業効果等を検証し、翌年度以降の予算・組織等に反映させることを基本としている。今後は、事務事業評価の結果を予算編成等にも的確に反映させていくことを念頭に、政策的な事業の全てを評価対象とするよう準備を進めていきたい。 【対応済：総務部】</p>	<p>報告書 214ページ</p>
<p>【意見6】 将来的に統一された事業評価制度の実施について 将来的に、現在のPDCAの枠を超えて、PDCAと予算・決算との連動、財務書類・財務会計との連動</p>		<p>報告書 215ページ</p>

<p>を図り、ITシステムによる事務負担軽減等の運用が可能となった場合には、全ての事業について、統一された制度の下で、事業の評価を実施していただきたい。</p>		
<p>【意見7】 事務事業評価の公表について 長期総合計画との関係において、事業の組み方や採用している成果指標の種類に規則性がないため、見る側もどう理解してよいか分からず、事務事業評価を公表すると無用な混乱を起こす可能性がある。 このため、改めて事務事業評価を公表すべきか否か検討する必要がある。</p>	<p>【意見7・8】 本県の事務事業評価は、長期総合計画に掲げた目標の達成に向けて、その手段となる主要事業を選定し実施することとし、成果指標等を用いて、その有効性や効率性を評価し公表することは、県民に対する説明責任を果たすうえで必要不可欠なものと考えている。 なお、事務事業は、事業執行体制等の理由から、長期総合計画の複数の施策にまたがって事業が構築される場合もあるが、事務事業評価に際しては、県民にとってより分かりやすいものとなるよう、今後一層の工夫を凝らしていきたい。 【対応済：総務部】</p>	<p>報告書 217ページ</p>
<p>【意見8】 事務事業評価上の事業の組み方について 原則として、事務事業評価上の事業の組み方を長期総合計画の特定の取組に含まれる一つないし複数の取組事項を一つの事業とする方法にできるだけ統一する必要がある。</p>		<p>報告書 218ページ</p>
<p>【意見9】 成果指標の種類を選定について 長期総合計画の目標指標は施策レベルの指標であり、事務事業評価の成果指標は、事業レベルの指標であるため、両者を同一の指標とすることにとられる必要はないものと考ええる。 施策は、様々な取組・事業で構成され、場合によっては、市町村や民間も含めた県全体での取組も含まれているため、原則的には「総合的な効果指標」を採用し、事務事業評価では、「直接的な効果指標」を原則採用するという方針が簡明である。</p>	<p>【意見9・10】 今後、事業の活動内容と直接的に因果関係があり、短期的に成果が現れる指標を用いるよう徹底するため、活動指標と成果指標の設定イメージを作成し、周知徹底を図ったところである。 【対応済：総務部】</p>	<p>報告書 218ページ</p>
<p>【意見10】 採用した成果指標の種類を表示について 成果指標としてどのような性格の指標が使われているかを明示することは、事務事業評価を正しく理解する上で重要な情報である。したがって、事務事業評価で採用した成果指標の種類が表示される様式に変更すべきである。 また、施策評価とのつながりを重視するのであれば、直接的な効果指標と総合的な効果指標の両方を表示することや、「事業の成果」の欄に総合的な効果指標を注記することも考えられる。</p>		<p>報告書 219ページ</p>
<p>【意見11】 事業の目的の記載方法について 事業の目的は、「特定の行為をすることにより、求められる課題を解決する、あるいは解決に結びつく取組を促進する」という書き方をされ</p>	<p>【意見11】 事業目的の記載に当たっては、記載要領の例示等により統一し、判りやすい表現に改めることとしている。 【対応済：総務部】</p>	<p>報告書 219ページ</p>

<p>ることが多いが、成果指標を見いだしやすい書き方としては、逆に、「求められる課題を解決する、あるいは解決に結びつく取組を促進するために、特定の行為をする」という書き方をした方が分かりやすい。</p>		
<p>【意見12】 事務事業評価の位置づけについて 事務事業評価は、予算サイクル上の重要ツールと位置づけて、長期総合計画のPDCAサイクルとは一旦は分離することを再検討すべきかと考える。</p>	<p>【意見12・13・14】 県政の運営に当たっては、長期総合計画の政策・施策の実現に向けて、その手段となる事務事業を着実に進めていくことが肝要であることから、行政評価においても、「政策一施策一事務事業」の直接的な関連性を維持して一体的に評価することが適当であり、併せて、県民に開かれた県政の構築のために、その成果を公表することは必要と考えている。 【対応済：総務部】</p>	<p>報告書 220ページ</p>
<p>【意見13】 長期総合計画のPDCAと事務事業評価について 長期総合計画のPDCA（行政評価）を行う上では、施策を中心に見ることになるので、施策と事務事業評価の間に「取組の評価」等を組み入れて、事務事業評価との関連性はそこで間接的に示すような評価方法が考えられる。 事務事業評価の公表を中止する代わりに、取組を評価する仕組みを考え、これを公表することも検討に値する。</p>		<p>報告書 221ページ</p>
<p>【意見14】 指標設定が困難な原因への対応について 事務事業評価は、そのやり方を確立した上でないと有効に機能しない。事務事業評価を公表しない場合でも、予算サイクル上は継続する必要があるので、特に指標設定の面で、その仕組みを確立するための対応が十分できていないと判断される事項（特に指針やマニュアルの整備）については、改善をお願いしたい。</p>		<p>報告書 223ページ</p>
<p>【意見15】 「ものづくり産業地域連携推進事業」の今後の展開について ものづくり産業地域連携推進事業の終了後、市町村の地域連携推進会議において支援企業の状況を引き続きフォローすることになっているので、そのフォロー結果を評価し、地域連携の枠組みによる生産性向上や販路拡大の取組が効果的であると認められれば、財源の問題はあるが、県として本格的に事業化することも検討すべきと思われる。</p>	<p>【意見15】 企業を地域の成長エンジンとして応援する地域連携推進会議のフォロー結果を参考に、生産性向上や販路拡大の取組とともに、地域の雇用促進に繋がるような連携成功モデルの分析を行い、本事業の応用展開も含めて、今後検討していきたい。 なお、国においては、「生産性革命」を推進しており、中小企業向けの設備投資補助である「ものづくり・サービス補助金」を毎年実施している。県からも毎年100件程度の事業者が採択されており、市町村や商工団体との連携を前提とした計画策定も必要となる。こうした国の施策の活用も強く後押ししているところである。 【対応済：商工労働部】</p>	<p>報告書 225ページ</p>
<p>【意見16】 重層的・段階的な中小企業支援の仕組みについて</p>	<p>【意見16】 企業の成長ステージを意識した重層的・段階的な視点から中小企業支</p>	<p>報告書 225ページ</p>

	<p>起業・創業時の支援から含めれば、平成28年度の事業構成のように、経営計画書の提出・審査を経る総合的な支援を4段階に分けて組み立てることは合理性があると思われる。総合的な支援は、基本的に4段階構成とし、これに製造業、農業、観光等の産業分野特有の支援や金融支援を必要に応じて重層的に組み合わせていくことを意識して、大きな基本方針とすることが望まれる。</p>	<p>援の仕組みを考えることについては有効であると考えている。 現在は、経営計画書を前提とした支援では、創業支援、ビジネスプラングランプリ等によるベンチャー企業支援、経営革新に対する支援、飛躍的な成長戦略に取り組む企業への支援など、企業の成長ステージに応じた支援を実施している。 地域牽引企業の一段階手前の発展段階にある企業をより多く生み出すことについては、前述の支援に加え、各課で実施している産業分野ごとの取組や国の支援施策の活用により、今後もしっかり行っていきたい。 【対応済：商工労働部】</p>	
	<p>【意見17】 地域の他企業との連携について イノベーション力は単独の企業で考えるよりも、複数の同業者や様々な異業種との知識や知恵の交換と協力から生み出される可能性が高く、それ自体が知的財産となる。イノベーション力を強化することは、「地域牽引企業創出事業」の俎上に載るような企業を育成する一つの方法と位置付けることもできよう。 したがって、「イノベーション力強化支援」の段階での鍵は、企業間連携や地域連携であり、その中で鍛えられた企業がおのずと県内企業の中でそれなりの地位を占めるようになると思われる。基礎体力をつけた上でのことになるが、その意味で外に出ていくこと(地域の他企業との連携等)に積極的な企業を支援する方向で取組や事業を組み立てていただきたい。</p>	<p>【意見17】 一企業単独でのイノベーション力や経営資源には限りがあることから、同業種又は異業種との企業間連携や地域間連携の取組は重要と考える。 現在、自動車、半導体、エネルギー、医療、ドローン産業など戦略産業分野における企業会のほか、ものづくり企業全般による「大分県工業連合会」等を組織している。その活動において、複数の同業者や異業種の企業が、大学や研究機関等も含め交流、協力することで、多くのイノベーションが促進され、その中から県内企業の中でそれなりの地位を占めるようになった企業も現れている。 今後も引き続き、企業会等の活動を通じて企業間連携等に対する支援を行っていきたい。 【対応済：商工労働部】</p>	<p>報告書 226ページ</p>
	<p>【意見18】 審査員の独立性(利害関係の有無)の確認について 書面で確認していないため、仮に問題が起きた際には大分県が審査員の任命責任を問われかねない。口頭では検証の方法もないので、第三者に確認を怠ったと判断されても反証不能である。 このため、少なくとも手続上問題がなかったことを担保するため、確認すべき内容を統一した上で、利害関係に該当していない旨を書面等で確認しておくべきである。</p>	<p>【意見18】 今後、外部審査員への利害確認は、書面で実施する。職員向けに利害確認の必要性及び確認用書面(ひな形)を示すため、会計管理局発行の「提案競技の手引き」を改定し、全庁において確実に利害確認を行うようにした。 【対応済：商工労働部】</p>	<p>報告書 227ページ</p>

(注) 表中の「報告書」とは、平成30年3月30日付け大分県報(監査公表)に登載の監査委員公表第623号により公表された「平成29年度包括外部監査結果報告書」である。